



医療相談室です（介護保険その7）

Q：要支援・要介護認定の通知が届いたけれど、思っていた介護度とは違う。認定有効期間が切れるのはまだまだ先だし…。

A：認定された要支援・要介護認定に疑問がある場合、申請をした市町村の介護保険課にご相談ください。相談しても解決できず疑問が続く場合、各都道府県にある介護保険審査会に審査請求を行うと通知内容の取り消しを求めることができます。

審査請求は要支援・要介護認定の通知があったことを知った日の翌日から60日以内に介護保険審査会に審査請求書を提出する必要がありますのでご注意ください。

また認定を受けた後でも心身の状態が変わり介護量が増減した場合、有効期間内であっても要支援・要介護状態区分の変更申請をすることが出来ます。変更認定された区分は、変更申請した日からの有効となります。

*詳しくは当院2階にあります◎地域医療連携室にて
ご相談させていただきますのでお気軽にお声がけ下さい

